

障害者差別解消法に基づく対応要領に関する意見募集の結果
(意見概要と回答)

項番	意見概要	回答
【第4条】 監督者の責務		
1	<p>第4条を以下とすること。</p> <p>(1) 『職員のうち、・・障害を理由とする差別の解消を推進するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。』</p> <p>(2) 『四 障害者が適切に合理的配慮の申し出ができるようにするために、あらかじめ省内においてコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）を設置すること。』</p>	<p>(1) 御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>『第4条 前2条に掲げる事項に関し、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。』</p> <p>(2) 御主旨を実現するため、障害者が適切に意思を表明できるようにするとともに関係者が円滑に連携・協力し、迅速かつ適切な問題解決を図るよう、本対応要領に沿って、必要に応じ、相談窓口の充実を図るよう努めていきたいと考えております。</p>
【第6条】 相談体制の整備		
2	<p>(1) 第6条第2項以下を以下のとおりとする。</p> <p>『2 相談窓口は、必要に応じ、相談体制の充実を図るものとする。</p> <p>3 相談等を行おうとする者は、郵便、電話、FAX、電子メールなど任意の方法を用いて、相談窓口で相談を行なうことができることとする。</p> <p>4 相談窓口へ寄せられた相談等を集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。</p> <p>5 相談窓口について障害者及び関係者に分かりやすい形で周知されなければならない。』</p> <p>(2) 以下の文言を追加する。</p> <p>『2 前項の相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し（手話通訳者・要約筆記者等）、充実を図るよう努めるものとする。ま</p>	<p>(1)～(3) 御意見を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>『2 相談等を受ける場合は、性別、年齢、状態等に配慮するとともに、対面のほか、電話、ファックス、電子メールに加え、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要となる多様な手段を可能な範囲で用意して対応するものとする。』</p> <p>3 第1項の相談窓口へ寄せられた相談等は、大臣官房人事課に集約し、相談者のプ</p>

	<p>た、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。』</p> <p>(3) 以下の文言を追加する。『2 前項の相談窓口は、障害特性に応じた多様なコミュニケーション手段を確保し(手話通訳者・要約筆記者等)、充実を図るよう努めるものとする。また、相談窓口には障害の特性に関する専門知識を有する障害当事者を含む外部有識者を入れる。』</p> <p>(4) 第2項『必要に応じ・・・』以降を以下のとおり置き換える。『積極的に充実を図るよう努めるものとする。』</p> <p>(5) 第3項に以下の文言を追加する。</p> <p>『3 相談窓口は、合理的配慮の提供及び過重な負担についての説明等の際、障害者からの理解が得られない場合は、障害当事者団体に意見を求めたりする等、建設的な解決に努める。』</p>	<p><u>ライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。</u></p> <p><u>4 第1項</u>の相談窓口は、必要に応じ、充実を図るよう努めるものとする。』</p> <p>5については、具体的な連絡先について、当省ホームページに分かりやすく記載することとします。</p> <p>(2)(3)(5) 相談窓口においては、プライバシーや人事に係る情報を扱うことも想定されることから、守秘義務のかかっていない外部の方を参画させることは予定していません。</p> <p>(4) 御主旨を参考に、施行後の状況を踏まえつつ、判断していくことといたします。</p>
<p>第7条 研修・啓発</p>		
<p>3</p>	<p>第7条に以下を追加挿入する。『職員に対し、必要な研修・啓発を行うことについて障害当事者と当事者家族、介助者、支援者、障害者団体、障害に理解のある社会福祉士や弁護士などとの連携協力を十分にはかるべきである。』</p>	<p>研修の内容詳細は、今後検討することとしています。検討にあたっては、頂いた御意見も参考にさせていただきます。</p>
<p>別紙 第2 正当な理由の判断の視点</p>		
<p>4</p>	<p>(1) 以下の文章を「正当な理由の判断の視点」に加筆すべきである。</p> <p>『なお、「客観的に判断する」とは、主観的な判断にゆだねられるのではなく、その主張が客観的な事実によって裏付けられ、第三者の立場から診ても納得を得られるような「客観性」が必要とされるものです。また、「正当な理由」を根拠に、不当な差別的取扱いを禁止する法の趣旨が形骸化されるべきではな</p>	<p>(1), (2) 御主旨を踏まえ、以下の通り修正いたします。</p> <p>『・・・正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく</u>、個別の事案ごとに、障害者、第三者</p>

	<p>く、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるといった理由によりサービスを提供しないといったことは適切ではありません。』</p> <p>(2) 4行目以降を以下とすること。『・・外務省においては、正当な理由に相当するか否かについて、<u>具体的な検討をせずに正当な理由を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく</u>、・・個別の事案ごとに、障害者、第三者の権利利益・・・障害者にその理由を説明 <u>するものとし</u>、理解を得るよう努めることが望ましい。』</p> <p>(3) 文末に、以下の文言を追記すること。『理解を得られない場合は、相談窓口との調整を図ること。』</p>	<p>の権利利益・・障害者にその理由を説明 <u>するものとし</u>、理解を得るよう努めることが望ましい。』</p> <p>(3) 御主旨を踏まえ、2(1)～(3)のとおり、対応要領第6条において、以下のとおり明文化します。『<u>3第1項の相談窓口に寄せられた相談等は、大臣官房人事課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、以後の相談等において活用することとする。</u>』</p>
<p>第4 合理的配慮の基本的な考え方</p>		
<p>5</p>	<p>第4 3及び5の末尾を以下とすること。 『・・自主的に取り組む <u>ものとする。</u>』 『・・盛り込む <u>ものとする。</u>』</p>	<p>ご主旨を踏まえ、以下のとおり対応要領に盛り込みます。 『<u>なお、別紙中、『望ましい』と記載している内容は、それを実施しない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。</u>』</p>
<p>第5 過重な負担の考え方</p>		
<p>6</p>	<p>(1) 第5 標題を以下のとおり修文する。 『<u>過重な負担の基本的な考え方</u>』 過重な負担についても、正当な理由と同じように拡大解釈されてしまう恐れがある。過重な負担を判断することは、あくまでも行政側にゆだねられており、無限に拡大解釈されてしまうおそれがある。障害者の特性、程度、種類等はさまざまであり、それぞれの障害者が不当な差別的取扱いをされないこ</p>	<p>(1) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。 『<u>過重な負担の基本的な考え方</u>』 また、『<u>過重な負担</u>』についての拡大解釈を防ぐ観点から、以下のとおり修正します。</p>

	<p>と、合理的配慮をすることがこの法の趣旨である。差別を禁止する法の趣旨を鑑み正当な理由については上記の文言を追加し極めて限定的にすべきであり、正当な理由と同様に過重な負担が、軽々しく認められるべきではない。</p> <p>(2) 文末に、以下の文言を追加する。『理解を得られない場合は、相談窓口との調整を図ること。』</p> <p>(3) 3行目を以下のとおり修文する。『・・障害者にその理由を説明する <u>ものとし</u>、理解を・・』</p>	<p>『過重な負担については、<u>具体的な検討をせず</u>に過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことはなく、・・・』</p> <p>(2) 御主旨を踏まえ、2(1)～(3)と同様に、対応要領第6条において、以下のとおり明文化します。『<u>3第1項の相談窓口</u>に寄せられた相談等は、大臣官房人事課に集約し、相談者のプライバシーに配慮しつつ関係者間で情報共有を図り、<u>以後の相談等において活用することとする。</u>』</p> <p>(3) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。</p> <p>『・・職員は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明 <u>するものとし</u>、・・』</p>
<p>第6 合理的配慮の具体例</p>		
<p>7</p>	<p>(1) 『合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例』に、以下を追加。『館内放送や天災や事故等の緊急情報を聞くことが難しい障害者に対し、電工ボードや電光掲示板などを活用し、館内の目につきやすい場所に分かりやすい表現で掲示すること。』</p> <p>(2) 『合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例』に以下文言の追加。『必要に応じてコミュニケーションを支援する者(手話通訳者・要約筆記者等)を設置する。』</p> <p>(3) 『合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例』に以下文言の追加。『会議の進行の際には、委員の障害の特性に合った介助員を付ける等配慮すること。』</p>	<p>(1) ご指摘を踏まえ、以下のとおり盛り込み・修正いたします。</p> <p>『<u>〇災害や事故が発生した際、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが難しい聴覚障害者に対し、手書きのボード等を用いて、分かりやすく案内し誘導を図る。</u>』</p> <p>(2) 御主旨を参考に、施行後の状況を踏まえつつ、判断していくことといたします。</p> <p>(3) 御意見を踏まえ、以下</p>

<p>(4) 『合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例』の第6番目『知的障害者から申し出があった際に・・・』の文言を、『障害者から申し出があった際に』と訂正。</p> <p>(5) 『ルール・慣行の柔軟な変更の具体例』について、以下の文言を追加する。『・・・情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者の理解を援助する者 <u>及びコミュニケーションを支援する者（手話通訳者・要約筆記者等）</u>の同席を認める。』</p> <p>(6) 合理的配慮の具体例が少なすぎて全ての障害者（重複障害者を含む）を網羅していない。合理的配慮の具体例については、障害当事者とその家族・介助者・支援者・障害者団体・障害者に理解のある社会福祉士や弁護士等と協力連携し、蓄積し追加挿入し随時更新していくべきである。（具体例は固定化すべきではない。）</p>	<p>のとおり盛り込みます。</p> <p><u>○会議の進行に当たり、資料を見ながら説明を聞くことが困難な視覚又は聴覚に障害のある委員や知的障害を持つ委員に対し、ゆっくり、丁寧な進行を心がけるなどの配慮を行う。</u></p> <p>(4) 御意見を踏まえ、以下のとおり修正します。『<u>障害者</u>から申し出があった際に、ゆっくり・・・』</p> <p>(5) 本対応要領では、合理的配慮に当たり得る『ルール・慣行の柔軟な変更の具体例』として、「非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られることを前提に、障害のある出席者の理解を援助する者の同席を認める。」ことを明記しているところです。</p> <p>(6) 別紙記載の具体例はあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではありません。御意見は、今後の参考とさせていただきます。</p>
---	--